明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（一四四）　二
○国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（一四五）　三
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一三）　三
〔告　示〕
○原戸籍の一部が滅失した件（法務二二七）　四
○日本国に帰化を許可する件（同二二八）　四
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁三九～四一）　四
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働一九二）　五
○肥料の登録が失効した件（農林水産八四一）　五
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（同八四二）　六
○保安林の指定をする件（同八四三）　六
○保安林の指定を解除する件（同八四四～八四六）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同八四七）　六
○利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部を変更した件（国土交通三九一）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同三九二）　七
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（同三九三）　七
○浄化槽の型式の認定を更新した件（近畿地方整備局一二八、一二九）　七
〔国会事項〕
国家試験
平成二十九年普及指導員資格試験（公告）（農林水産省）　八
水先人試験の施行（国土交通省）　八
平成二十九年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等
厚生労働省共済組合定款の一部変更関係　一〇
会社その他
〔人事異動〕
内閣　法務省　防衛省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局、関東同、四国同）　一〇

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（厚生労働省）

1　国民年金の任意脱退の規定の適用に関し国民年金の被保険者期間とみなされる相手国期間について、社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定（以下「ルクセンブルク協定」という。）に係る相手国期間を追加することとした。（第二一条関係）

2　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成一九年法律第一〇四号。以下「法」という。）による厚生年金保険の加入の特例制度の対象となる社会保障協定について、ルクセンブルク協定を追加することとした。（第五〇条関係）

3　障害手当金の納付要件を満たさない場合に考慮する相手国期間について、ルクセンブルク協定に係る相手国期間を追加することとした。（第六一条関係）

4　ルクセンブルク協定に関し、法の規定を適用することにより支給する給付等については、公的年金被保険者等であった期間と相手国期間とを合算した期間に基づく按分率により、給付等の額を計算するものとするとともに、当該按分率の基礎となるルクセンブルク協定に係る相手国期間の範囲について定めることとした。（第三四条等関係）

5　この政令は、ルクセンブルク協定の効力発生の日から施行することとした。

◇国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一四五号）（外務省）

1　貨物検査等の対象となる北朝鮮特定貨物に、リング形磁石等を追加することとした。（別表一の項、別表四の項及び別表六～八の項関係）

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。